

# 長久手市 みんなでつくるまち条例 素案ができました。

— タウンミーティング —



# 本日の内容

- ・ 長久手市みんなでつくるまち条例について
- ・ これまでの歩みとこれから
- ・ 条例素案の内容
- ・ みんなで対話・意見交換
- ・ 質疑応答

# 長久手市 みんなでつくるまち条例とは

**Q みんなでつくるまち条例って？**

**A まちづくりの担い手である  
みんな(市民、議会、市)で共有する  
長久手市独自の  
新しいまちづくりのルールです。**

**Q なぜ、必要な？**

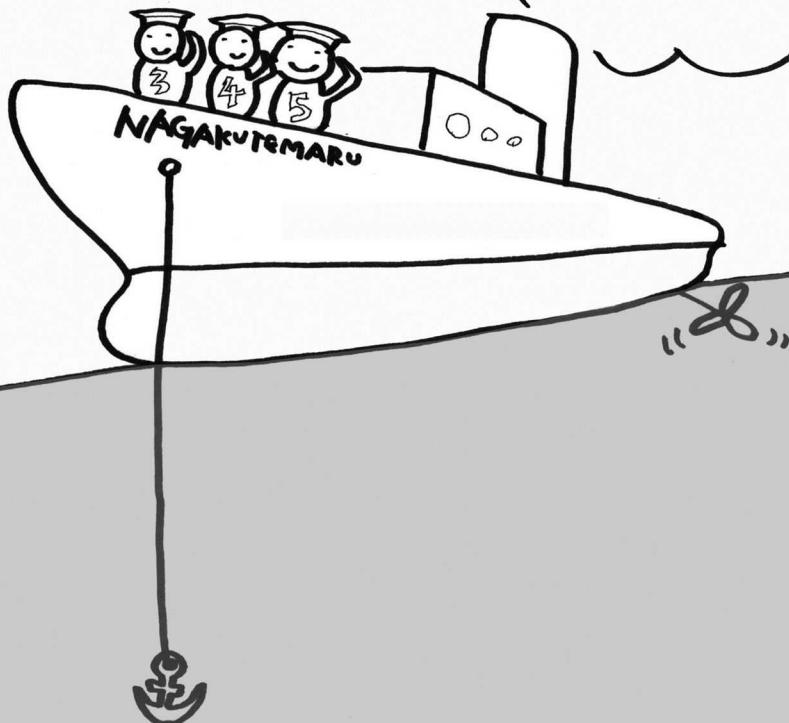
**A 国・県の「指示待ち」から、  
長久手のまちづくりは  
「自分たちで決めて、行動する」へ**

**市と議会だけで決めたり、  
主導しすぎるまちづくり**



**市民が主体のまちづくり**

進め！ながくて丸



# この条例には・・・

- どのような考え方や原則？
- 誰がどんな役割を担う？
- どういった過程で取り組む？

**Q**

今までなかったけど・・・

**A**

これまでではこれでよかったですかもしれない  
けれど、30年、50年先は・・・？

これまでのみんなのまちづくりの経験から、改めて「コトバ」で表現し、みんなで共有し、まちのことを見つめ直そう！

**Q** これができたら、暮らしはどう変わる？

**A** 市長、職員は仕事の進め方を見直したり、市民のみなさんにとっても、条例を拠りどころに、行動・活動したり・・・。

多くの市民がこの条例を自分のものとして、一歩踏み出して行動していくことが大切です。

こうした積み重ねによって、  
少しずつかもしれないけれど、

わたしたちの暮らしを、  
よりよいものに変えていきましょう！

# みんなでつくるまち条例 これまでの歩みとこれから



# これまでの歩みとこれから

H28.9～

検討委員会の開催（7回+拡大版1回）

公募委員、自治会連合会等の長、市職員  
あわせて60名程度

H29.3

検討委員会から市長へ 条例骨子を提出

4月～

条文作成 ⇄ 検討委員会での確認

10月

素案の完成

11月

条例タウンミーティング（6回）



必要に応じて素案を修正

12/1～1/5 パブリックコメント（意見収集）の実施

1月～

議会への上程準備



3月

議会における条例の審議



4月以降

施行、制定記念シンポジウムの開催

\市民と職員がともに考える！/

## 自治KEN(条例検討委員会)の開催

(平成28年9月～平成29年3月)



### ◆役割

- 条例に盛り込みたい内容の検討
- 条例骨子をまとめ、市長へ提言



全7回+拡大版1回  
毎回約40名が参加！



# 自治KENで考えてきたこと



①平成28年9月26日 「条例に期待すること」

②10月17日  
「長久手ってどんなまち？」  
「こんなまちになつたらいいな」

③10月31日

(1) プチ講座（団体アンケート結果報告、  
地域自治の取組紹介）

(2) 「条例の意義、役割をそれぞれの立場  
から考えよう！」

④11月14日 「長久手にこんな条文あったらいいな」

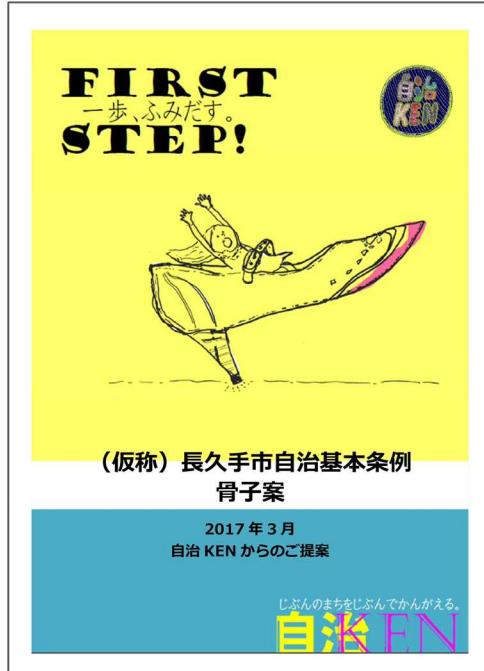
**ながくてのミライ 語り場カフェ**  
自治 K E N メンバー以外の市民のみなさん  
も一緒に、まちの未来やまちのルールにつ  
いて語り合おう！

⑤12月20日 (1)前文に盛り込みたいキーワードは？  
(2)グループでひとつの前文案をつくろう！

⑥平成29年1月17日 論点を確認し、考え方を整理しよう！

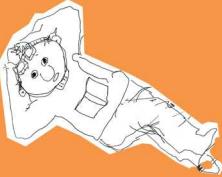
⑦3月14日 条例骨子案を確認しよう！

# 自治KENの想いが込められた 条例骨子を市長に提言！



平成29年3月28日 市長室にて





まちづくりの理想を描いた  
まちうた(詩)



さかそう ながくて じちのはな

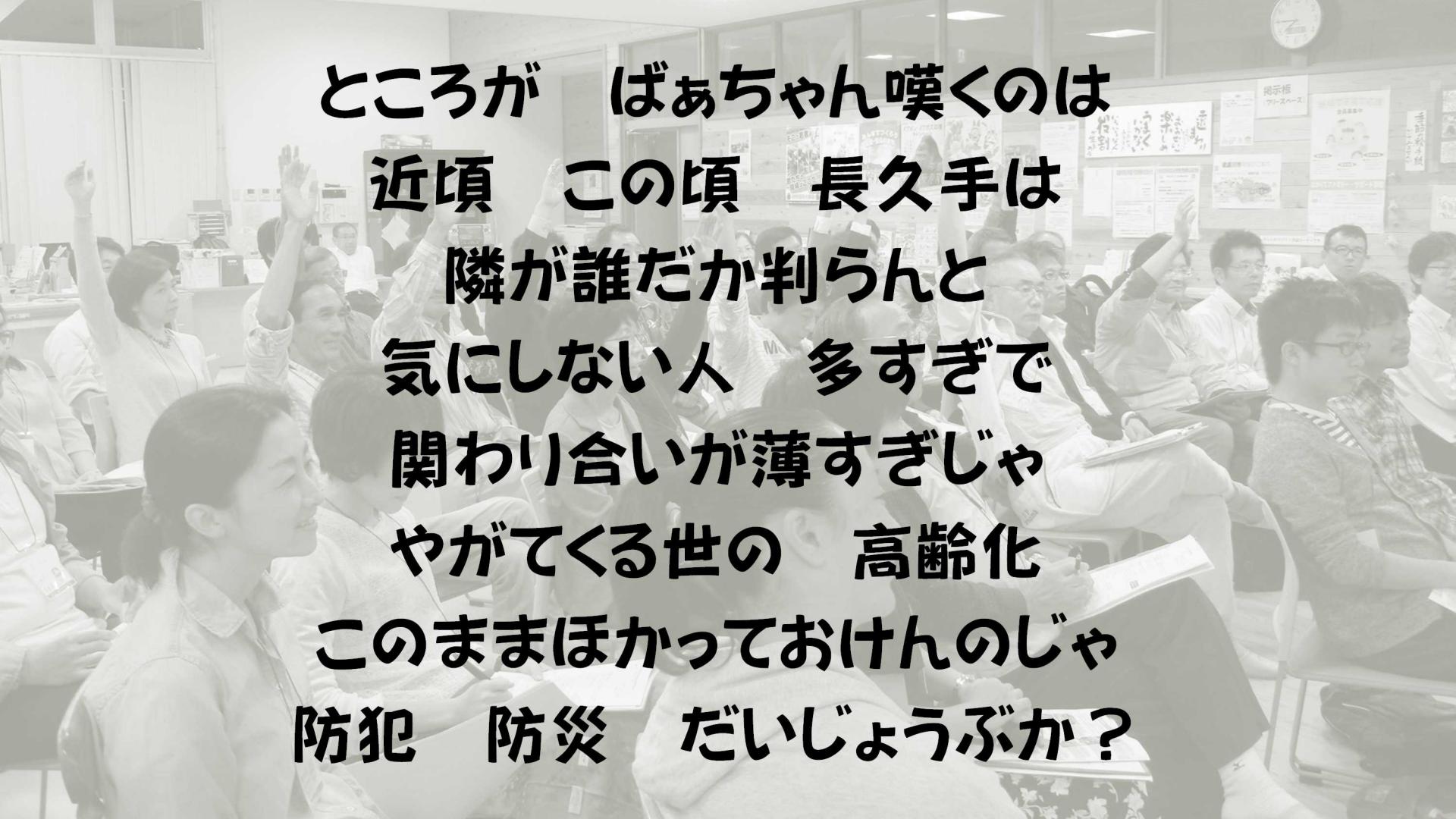


by 自治KEN ((仮称)長久手市自治基本条例検討委員会)

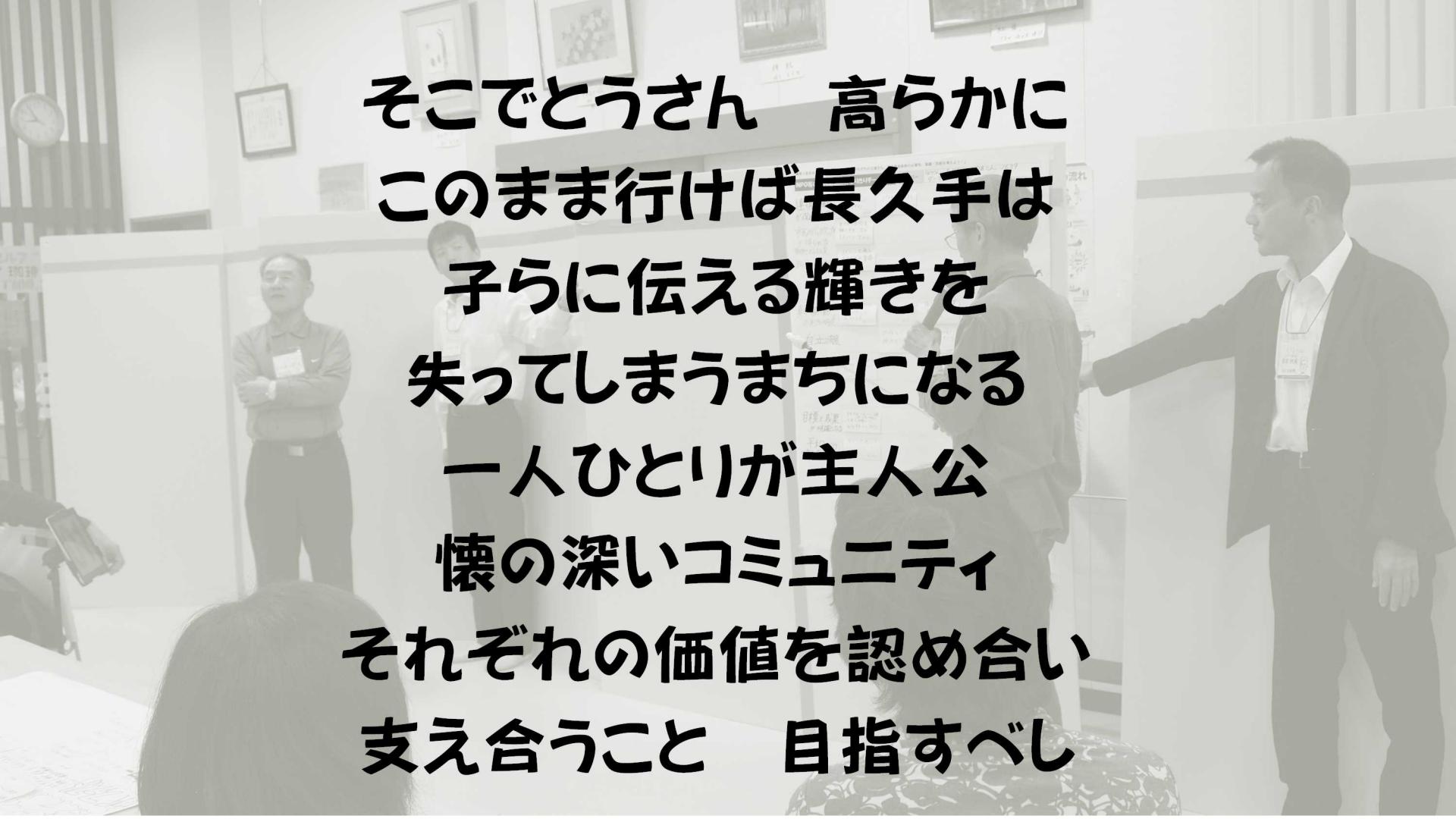
ボクの家(うち)  
長久手に住んで 12年  
じいちゃん ばあちゃん 愛犬は  
生まれも育ちも わがまちだ  
そんな わが家の団欒(だんらん)で  
大切なこと 考えた

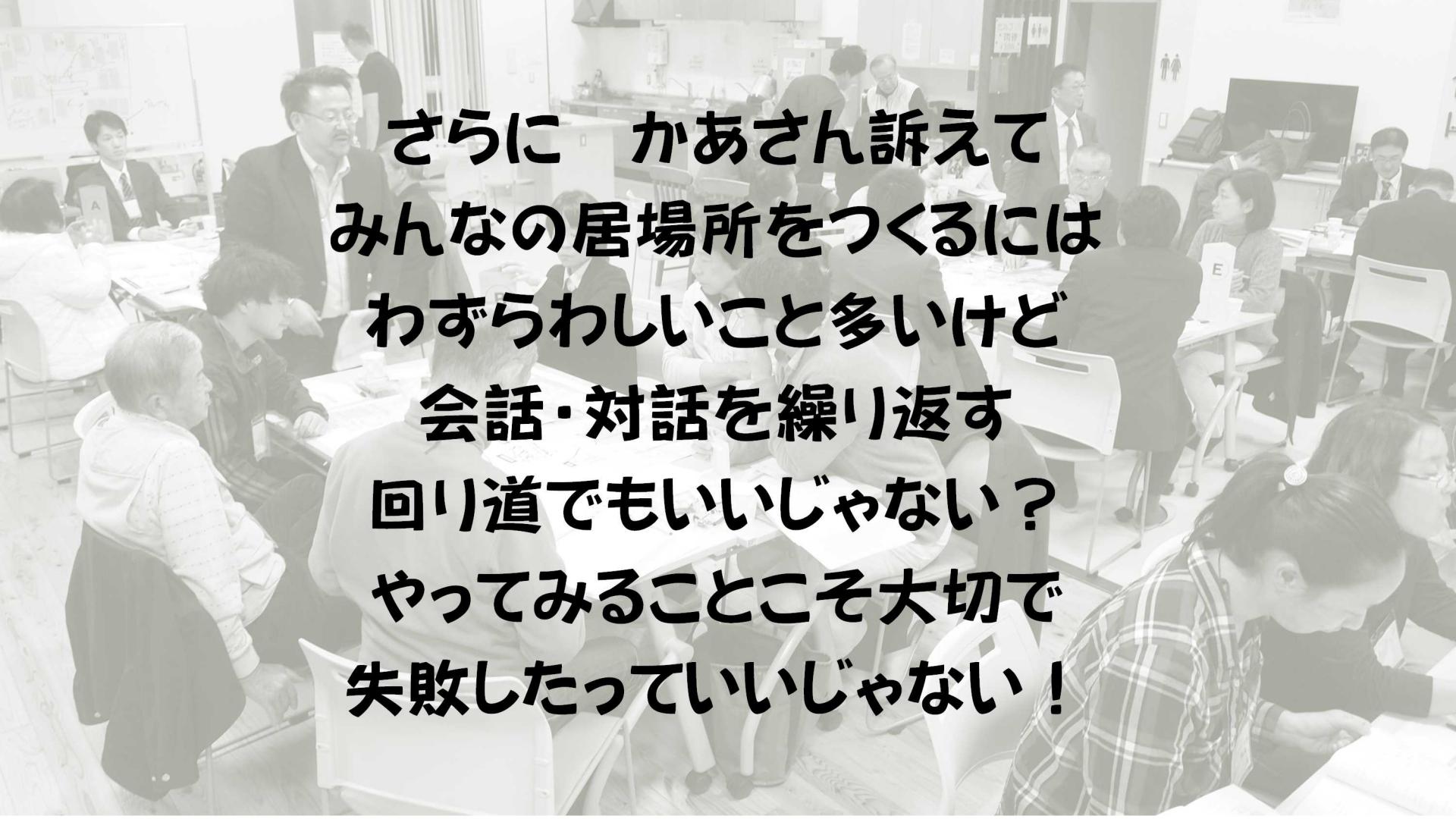
じいちゃんの こんな自慢で始まった  
わしらのまちの 長久手は  
戦国の世からの 伝統と  
清き流れの 香流川  
緑豊かな 里山と  
リニモが結ぶ 街並みや  
万博の知恵と理想が 誇りだな

ところが ばあちゃん嘆くのは  
近頃 この頃 長久手は  
隣が誰だか判らんと  
気にしない人 多すぎで  
関わり合いが薄すぎじゃ  
やがてくる世の 高齢化  
このままほかっておけんのじゃ  
防犯 防災 だいじょうぶか？



そこでとうさん 高らかに  
このまま行けば長久手は  
子うに伝える輝きを  
失ってしまうまちになる  
一人ひとりが主人公  
懐の深いコミュニティ  
それぞれの価値を認め合い  
支え合うこと 目指すべし

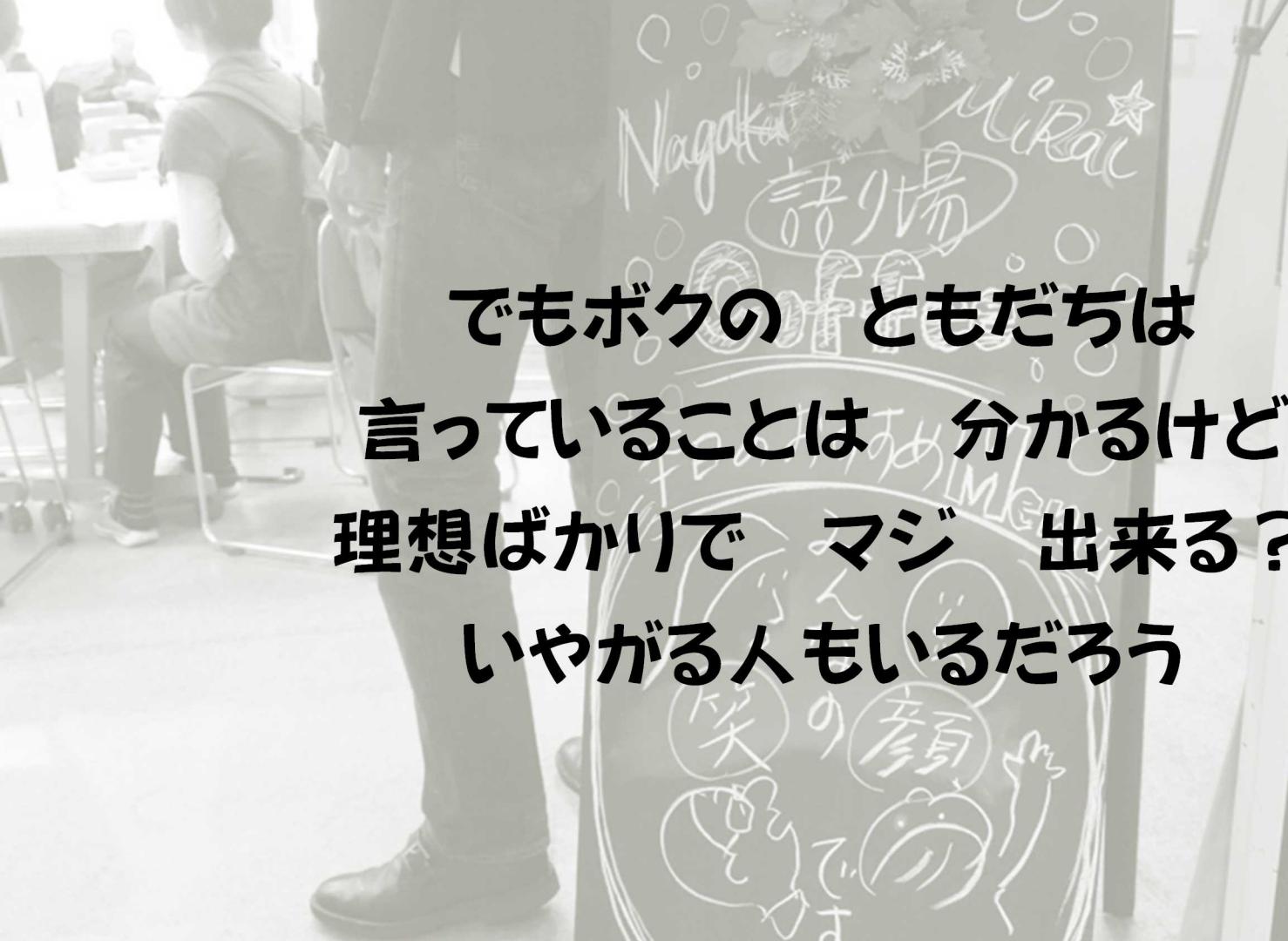


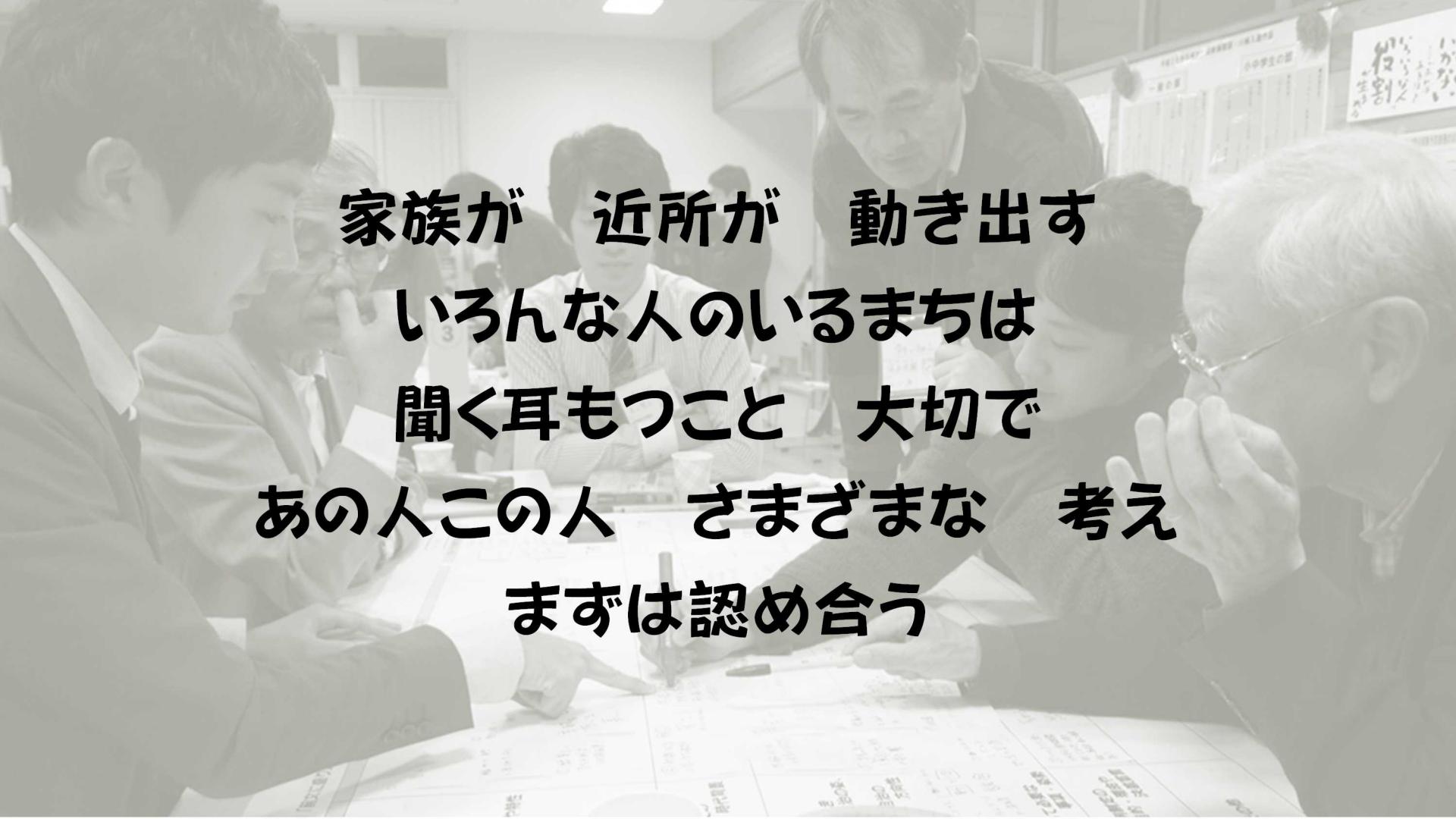


**さらに かあさん訴えて  
みんなの居場所をつくるには  
わざらわしいこと多いけど  
会話・対話を繰り返す  
回り道でもいいじゃない?  
やってみることこそ大切で  
失敗したっていいじゃない！**

ねえちゃんとボクが願うのは  
いつまでも続く青空と  
緑と命が守られる  
住んで 遊んで 働きたい  
心豊かな ふれあいは  
まずは あいさつ 「こんにちは！」

でもボクのともだちは  
言っていることは 分かるけど  
理想ばかりで マジ 出来る?  
いやがる人もいるだろう



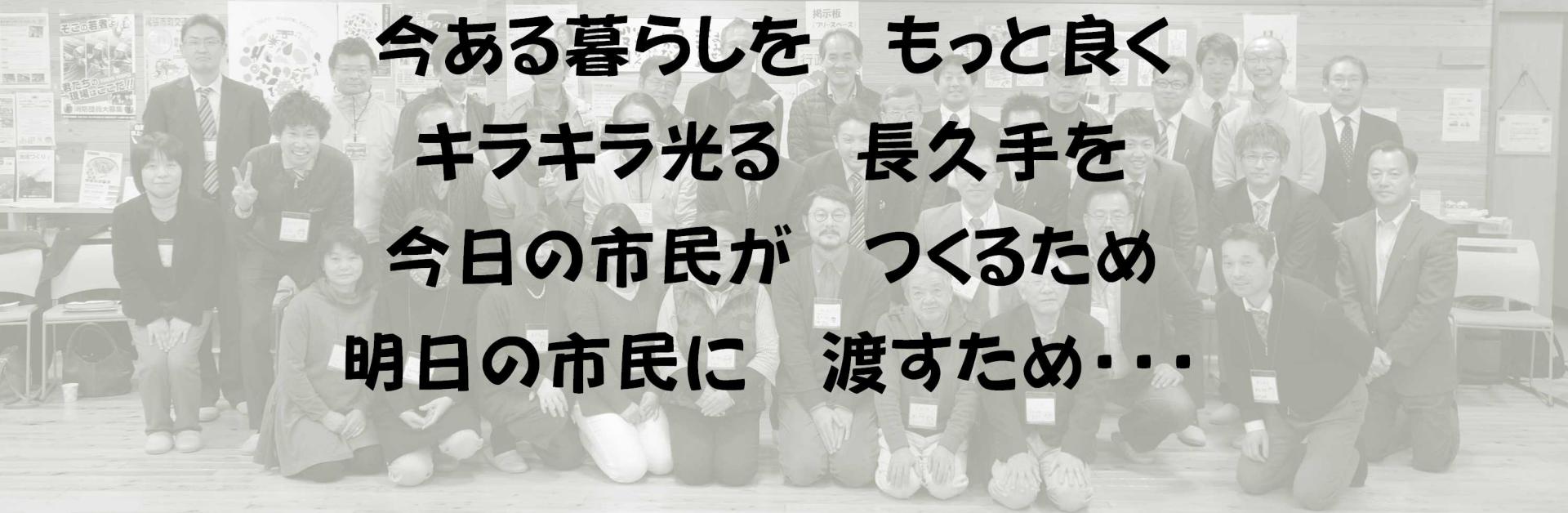


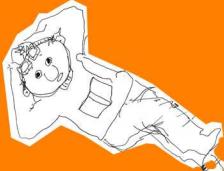
家族が 近所が 動き出す  
いろんな人のいるまちは  
聞く耳もつこと 大切で  
あの人この人 さまざまな 考え  
まずは認め合う

熱い決意を 胸に秘め  
長久手人(ながくてびと)は 起ち上がる  
みんなが知り合い 混ざり合い  
関わり合って 支えあう  
やさしいことではないけれど  
言ったコトバと行動に  
責任をもって 取り組もう

自分がまちに 出来ること  
最初の一歩を 踏み出そう

今ある暮らしを もっと良く  
キラキラ光る 長久手を  
今日の市民が つくるため  
明日の市民に 渡すため…





# まちづくりの理想を描いた まちうた(詩)



# さかそう ながくて じちのはな



by 自治KEN ((仮称)長久手市自治基本条例検討委員会)

# みんなでつくるまち条例 条例素案の内容

# 条例の構成

前文

第1章 総則

5章、全21条で構成します。

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第3章 市民主体のまちづくり

第4章 市政運営

第5章 実効性の確保

# 前文

条例の目的や実現しようとするまちの姿



## ポイント

- ★長久手らしさ
- ★まちづくりに大切な5つのキーワード

(豊かな自然・市民の主体的な行動

・対話・多様性・自由と責任)

# 第1章 総則

全体に共通する基本的なきまり



## ポイント

- ★目指すまちのキーワード「笑顔」と「幸せ」
- ★条例に基づくまちづくりの継続性の確保
- ★まちづくりを進める上で大切な3原則

## 第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）



### ポイント（市民）

★市民自らの意思による

「知って、参加して、享受する」権利

★次世代に良いまちを残すために、

発言と行動に責任を持つ

## 第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）



### ポイント（議会）

- ★議決機関として市政運営を監視
- ★長久手市議会基本条例の定めによる

## 第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）



### ポイント（市長）

- ★目標を共有し、リーダーシップを発揮してみんなで取り組む
- ★情報の収集、整理、提供

## 第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）



### ポイント（職員）

- ★まち全体を職場と捉え、まちに出る
- ★横につながり、部署間で連携
- ★必要な能力を自ら高める努力

## 第3章 市民主体のまちづくり

市民が主体的に行動する「自治」の力を  
高めるための仕組みや方法



### ポイント

- ★市が市民参加の機会を保障
- ★対話をくり返す努力
- ★よりよい暮らしのための自治会への参加

## 第3章 市民主体のまちづくり

市民が主体的に行動する「自治」の力を  
高めるための仕組みや方法



### ポイント

- ★小学校区単位を基本としたまちづくりの推進
- ★次世代に向けた担い手の発掘、育成
- ★議会、市が市民のまちづくりを支援

## 第4章 市政運営

市民のための市政運営の基本的なきまり



### ポイント

- ★市民が主体的に行動「できる」市政運営
- ★総合計画に基づく市政運営
- ★災害時における自助、共助、公助

## 第5章 実効性の確保

条例が役割を果たしているかどうかの検証



### ポイント

- ★ 条例の検証は期間を定めて確実に
- ★ 時代変化やまちづくりの状況に対応

対話・意見交換

# ～よりよい話合いのために～

## ① まず、「傾聴」。

人の話をしっかり聞きましょう。

## ② 言いたいことは簡潔に。記録に残そう。

みんなの貴重な時間です。

## ③ 人の意見を否定しない。

…して = 「要求型」でなく、…しよう！ = 「提案型」で。

# 本日いただいた意見について

条例草案と照らして、  
みんなの活動の後押しとなる  
条例となっているかどうかを検討します。  
必要があれば修正等を行い、  
よりよい案に磨きあげていきます。

# 今後のスケジュール

H28.9～

検討委員会の開催（7回+拡大版1回）

H29.3

検討委員会から市長へ 条例骨子を提出

4月～

条文作成 ⇄ 検討委員会での確認

10月

素案の完成

11月

条例タウンミーティング（6回）

11月

条例タウンミーティング（6回）



必要に応じて素案を修正

12/1～1/5 パブリックコメントの実施

1月～

議会への上程準備



3月

議会における条例の審議



4月以降

施行、制定記念シンポジウムの開催

# パブリックコメントの概要

手続きに沿って、条例案についての意見を提出することができます。

募集期間：12月1日(金)  
～ 翌年1月5日(金)

意見を募集する条例案は、**12月1日に公開します。**  
(市役所とホームページで見ることができます。)